

広島県公営企業管理規程第四号

広島県水道用水供給水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 田 清 治

広島県水道用水供給水道条例施行規程の一部を改正する規程

広島県水道用水供給水道条例施行規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

区分	水道事業者	一日当たりの基本水量（単位立方メートル）
広島水道用水供給水道	広島市	三九、四八六
	呉市	三五、七九〇
	竹原市	六、四一六
	東広島市	六〇、一五三
	江田島市	四、六八二
	海田町	二、九九五
	熊野町	六、八一三
	大崎上島町	八、一九一
	広島市	三九、〇〇〇
	大竹市	五、〇〇〇
	廿日市市	四四、〇〇〇
沼田川水道用水供給水道	三原市	一五、九〇〇
	尾道市	五六、〇五〇
	福山市	一三、〇〇〇
	東広島市	一、二四五
	上島町	二、四五〇
広島西部地域水道用水供給水道		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。